



議案第

78 号

三朝町農業共済条例の一部を改正する条例
について

三朝町農業共済条例の一部を別紙のとおり改正する。

昭和四十二年九月二十五日提出

昭和四十二年九月二十八日 三朝町長 坂出 雅己

昭和四十二年九月二十八日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄

三朝町農業共済条例の一部を改正する条例

三朝町農業共済条例（昭和三十九年三朝町条例第一一号）の一部を次のとおり改正する。

別表第四を次のように改める。

家畜共済掛金率表中

「肉用牛、共済掛金率乙 $\frac{1}{3}$ 」を「肉用牛、共済掛金率乙 $\frac{1}{4}$ 」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十二年四月一日から適用する。